

水産政策審議会資源管理分科会
第132回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第132回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和6年6月11日（火）13:30～15:24

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第452号 特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について

諮問第453号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

諮問第454号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの別紙2の変更並びにながすくじらの別紙2の追加）について

諮問第455号 特定水産資源（ながすくじら）に関する令和6管理年度における漁獲可能量及びその当初配分案について

【協議事項】

- ・令和7管理年度以降の配分に関するくろまぐろ部会での議論の進め方について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第132回資源管理分科会を開会いたします。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の水川です。よろしくお願いいたします。

初めに事務的な御案内ですけれども、本日の会場、委員の皆様の前にマイクはございませんので、御発言される際には事務局の方でマイクをお持ちします。挙手を頂きましてから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、マイク機能をオンにして発言してください。それ以外のときはミュートの状態にさせていただけるよう、よろしくお願いいたします。

また、音声途切れることがあるかもしれませんが、その場合はチャット機能などで事務局にお知らせいただければと思います。

続きまして、傍聴される方への御案内です。

あらかじめ傍聴申込要領を御確認いただいた上で申込みを頂いておるところですけれども、御留意いただきたい点を改めて幾つか御案内いたします。

まず一つ目ですが、オンライン会議システムあるいはPC、あるいはICレコーダー等による録画、録音はお控えください。報道関係者の方は冒頭カメラ撮りとなりますので、後ほど「冒頭カメラ撮りはここまでです」という御案内を改めてさせていただきます。

2点目、傍聴中は静粛をお願いいたします。

3点目、ごみは全てお持ち帰りください。

4点目、その他、会長及び事務局員の指示に従ってください。

以上となります。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。その上で、本日の資源管理分科会委員はウェブ出席の方を含めまして10名中9名の方に御出席を頂いておりますので、定足数を満たしているということで、本日の分科会は成立となります。

また、特別委員の方は、ウェブ会議を含めまして13名中7名の方に御出席を頂いております。

続きまして、配付資料の確認をいたします。

皆様、お手元の封筒の中に資料が入っておるかと思っておりますけれども、まず議事次第があ

って、2枚目に資料一覧が付いているかと思えます。例によって大部で申し訳ありませんが、資料1から枝番号を含めまして資料8までございます。ざっと御確認いただきまして、もしこの段階で資料に足りないところがあれば、お申し出いただければと思えます。会議の途中で資料の不備にお気づきになる場合もあろうかと思えます。その場合は、そのときにまた事務局にお申し出いただければと思えます。

それでは報道関係のカメラ撮りの方、ここまでといたしますので、御退席の方よろしくお願いたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 それでは、これより議事進行を山川分科会長にお願いたします。

よろしくお願いたします。

○山川分科会長 本日は委員の皆様におかれましては御多用のところ御参集くださいまして、誠にありがとうございます。

議事の進行に御協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

では、座って議事を進行させていただきます。

本日は諮問事項が4件、協議事項が1件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いたします。

では、諮問事項に入ります。

諮問第452号「特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について」です。

事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長、永田でございます。御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げます。

6水管第799号

令和6年6月11日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について（諮問第452号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

3ページに別紙として告示の案がございます。変更部分、新旧対照表になっておりますが、岩手県の都道府県別漁獲可能量を変更するという内容でございます。

内容につきましては、5ページからの資料2-2で御説明いたします。

御存じのとおり、まいわし太平洋系群につきましては、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性を勘案して、国の留保を設定しているところでございます。

今管理年度の漁獲状況でございますが、直近の報告では、都道府県については4月末現在、大臣管理区分については5月の情報が集まってきておりますが、全体としましては消化率は2割に満たない程度となっている状況ですが、都道府県ごとの状況としまして、岩手県につきましては定置網漁業での漁獲が多くなっており、5月末現在で約1万2,000トン、消化率が約67%という状況でございます。

岩手県の今年1月から5月までの漁獲実績と過去5年の6月から12月までの漁獲実績を考慮して、今管理年度としてどのくらい獲れる可能性があるかという年間漁獲予測量を5ページの表の下に記載している方法で計算したところ、現状の配分では4,000トン程度の不足が発生すると見込まれる状況となっております。こうしたことから、現在の国の留保の残量、また令和6管理年度の残りの期間等を踏まえて、今管理年度末までに国の留保が不足する状況は現時点では見込まれないということです。岩手県において不足が見込

まれる4,000トンを超えて国の留保から配分することとしたいというものでございます。

これによりまして、具体的には岩手県の都道府県別漁獲可能量を2万2,700トンに変更いたしまして、国の留保は11万2,500トンとなるという変更の案でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

○日吉特別委員 岩手県の定置のことなので、一言話させていただきます。

御存じのとおり、定置は漁獲が制御しにくい漁法なので、このように留保枠をその都度配置していただけることは大変有り難いと思います。今後とも、漁獲を制御しにくい定置については、そういう扱いをしていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○山川分科会長 御意見ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々も、よろしいですか。

特に御意見等ございませでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第453号「内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について」に移ります。

事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長の生駒でございます。

私から、諮問第453号について説明させていただきます。うなぎ養殖業の許可に関するものでございます。

まず、資料3-1を御覧ください。

諮問文でございます。読み上げさせていただきます。

令和6年6月11日

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について（諮問第453号）

別紙の公示案により、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第42条第3項及び第46条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示の内容につきまして資料3-2を基に説明させていただきますので、資料3の束の7ページを御覧ください。

本公示は、平成28年にうなぎ養殖業が内水面漁業の振興に関する法律に基づく許可を要する指定養殖業となったことに伴い、それ以降毎年度、養殖の許可を行うに当たり、制限措置の内容等を公示しているものでございます。

本年6月11日から1年間の許可を行うに当たりまして、今般、それに係る制限措置の内容、許可の申請をすべき期間、許可の有効期間並びに許可の基準等を定めるものでございます。

内容は基本的に現在の許可に係るものと同様でございまして、2の概要にございまして、まず、許可をすべき水産動植物の総量は、日本、中国、韓国、台湾の4か国・地域による共同声明の考え方を継続することが確認されておりますので、前漁期と同様、にほんうなぎについては21.7トン、にほんうなぎ以外の種のうなぎ、いわゆる異種うなぎと申しておりますけれども、これについては3.5トンということで、これまでと変わりござい

ません。

養殖場の総面積につきましても変更はございません。

2の③養殖場の数でございますが、こちらは現時点で許可を受けて養殖業を営んでいる数をベースに公示いたしますので、昨年度から若干の変更が生じております。にほんうなぎについては445件。これは昨年449件でありましたが、4件期中に許可がなくなりましたので、445件となっております。異種うなぎについては103件。これは前年と変更ございません。

それぞれの種類のうなぎにつきまして、国内で一度も飼育されたことがない、初めて池入れされるシラスウナギについて、そしてほかの養殖場で一度養殖されたことがあるウナギ、いわゆるクロコについて、それぞれ養殖する養殖場の内訳を示しております。にほんうなぎの場合は初めて池入れされるシラスについては409件、養殖されたことがあるウナギについては36件。こちらの実績ベースでございます。シラスについては昨年より減っており、クロコは昨年より増えております。

また、異種うなぎについても同様に内訳を定めてございます。

許可の申請期間でございますが、令和6年6月29日から9月30日までとしてございます。これは9月29日が日曜日でありますので、その週明けの9月30日が終期となっているものでございます。

許可の有効期間になりますが、これまでと同様、1年間の許可としております。許可は原則5年で行われる場合が多いですけれども、うなぎにつきましては、国際協議の結果等によりまして許可すべき水産動植物の総量が変わることがあり得ますので、当面は1年間での許可を更新していくこととしているものでございます。

許可の基準につきましては、これまでの実績者を優先するという考え方に変わりはありません。期中に廃業があつて空き枠が生じた場合には、新規の申請者に対して許可を発給していく。そして空き枠を超える申請があつた場合には、くじによって公正に決定するというところでございます。

今後のスケジュールでございますが、6月28日にこの公示をいたしまして、翌29日から9月30日までを申請期間、11月1日から許可としております。

この件につきましては4月24日から5月23日までパブリックコメント手続を実施したところ、1件意見がありました。内容の変更を求めるものではありませんでした。

今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合には再度分科会に諮問いたします。

れども、軽微な変更につきましては分科会長御了解の下、修正させていただきたいと考えてございます。

私からの説明は、以上になります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

○渡部委員 全国内水面の渡部です。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、毎年許可を申請してもらってということなんですけれども、この許可の中に、私の地元にもあるんですけれども、何か制限付の許可というのがあるんですか。例えば我々の近くで言ったら加古川に放流するだけ、市場に出さないという、そういった許可があると聞いたんですけれども、それはこの中に入っているのか入っていないのか、どうなんでしょうか。

○内水面漁業振興室長 放流するための許可というわけではございませんけれども、ウナギを養殖する場合、全て許可を取っていただくことになっております。ですので、こういった許可を取って養殖している養鰻場から内水面の漁協なり漁連なりが放流するウナギを譲っていただいて、放流しているという実態はございます。特に制限ということではありません。

○渡部委員 そうしたら、中身が違うということですね。そういうふうには理解したらいいわけですね。

○内水面漁業振興室長 養殖場としては販売用に、出荷するために許可を受けて養殖しておりまして、その中から一部を放流用に販売なり融通なりして放流していただいているということはございます。

○渡部委員 もう一点、養殖業は平成28年からこういう許可制度になって、最初に河口でシラスを獲るところ、県によったらシラスの採捕組合があるところ、ないところ、いろいろあるんですけれども、その獲る人たちも、今までは届出制だったのが許可制になって、どこに池入れするかきっちりとしていない人にはもう出しませんよと。それと、どの業界でも一緒ですけれども、反社会の方々は排除しますよということで、これも平成28年か29年ですか、それぐらいから制度が変わったと思うんですけれども、最初マリアナ海溝の辺で生まれて、上ってきて、日本の川を上ろうとした、そこで採捕する、それを厳しくしたということ。それから養殖業も厳しくした。

ところが、この間の卸業者というのが、我々地元は少ないんですけれども、多いところはすごくたくさん業者さんがいるということなんですけれども、そして極端に言ったら新規でやっても何のお咎めもない。極端に言ったら私が「明日からやります」と言っただけでできるのかなと思うんですけれども、その辺の規制みたいなものは、これからどうなっていくんですか。全くこのままでいくのか、やはりある程度整理をしていくのかはどうなんでしょうか。

○内水面漁業振興室長 ありがとうございます。

まず、採捕の許可の話ですけれども、もともとシラスウナギは基本的に獲ってはいけないものでありまして、それを都道府県ごとの特別採捕という形で許可しておりました。これは昔から養鰻が営まれている県では、その県の養鰻場に池入れするために必要な量のシラスを特別に獲っていいですよということで、特別採捕ということやってきたんですけれども、今、御指摘ありましたように密猟の話だとかいろいろなことが指摘されるようになりまして、そういうところはやはり厳しく管理していかなければならないということで、昨年——令和5年12月までに、これまで特別採捕だったものを全て知事許可漁業に切り換えております。

その際に、漁業を通じて許可しているところであったり、採捕者個々に直接許可をしているところもありますけれども、どういった人がどれだけのところで採捕するのかをしっかりと特定した上で、知事が許可をする漁業となっております。昨年度末までにそういった制度の変更が行われております。

中間で流通に携わっている方の話ですけれども、そこはこれまで許可だとか届出だとかいうものはございませんでした。流通業者なので、シラスだけを取り扱う方もいればそうでなくいろいろなものを取り扱う方もいて、特段そういった規制等はないんですけれども、ここにつきましては今後、令和7年12月から水産流通適正化法の特定第一種水産動植物にシラスウナギが位置付けられておりまして、その適用が始まりますので、そうすると、そういったシラスウナギを取り扱う事業者も全て届出をしていただくことになります。届出をしていただいた上で、取引をする際に取引の記録を作って、それを次に売り渡す先に伝達していくということで、池入れから流通業者を経て養鰻の池に入るまでの記録を全て作成、保存していく形になります。

それが平成7年12月から適用されるということで、今後はそういった形でシラスウナギの流通、これまで不透明な部分があるという指摘がありましたけれども、透明化を図って

いくこととしてございます。

○渡部委員 よく分かりました。ありがとうございます。

マニフェストみたいな形ですとつながっていくというようなことだろうと思います。是非その辺、クリアにと言ったらおかしいですけども、きっちりと、もし間違いがあったときはどの段階で間違いがあったのかとか、どういうことが要因であったのかといったことがはっきりできるようにお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

○及川委員 石巻漁業の及川です。

質問です。7ページの2. 概要の②養殖場の総面積、この「3平方メートル以上」というのは単位の間違いなのでしょうか。

○内水面漁業振興室長 これは間違いではございませんで、養殖業を許可して以降この数字でございます。実際の養鰻場は、規模の大小は様々でございますで、当然ながらもっと大きいところがほとんどではあります。ただ、かつて特段そういった許可等がなかった養鰻が許可を要する漁業になるに当たって、いろいろ申請がある中で、やはりどうしても、これではできないだろうといったものも含めていろいろなものがありましたので、最低限の基準として、このぐらいは要るだろうという意味で設けているものでございます。

○及川委員 分かりました。ただ、3平方メートルというのは、1.7メートル四方の池があると「一定規模以上の水面を持っている」と見るわけですか。

○内水面漁業振興室長 養鰻の場合、室内のタンクのようなもので飼う場合もありますので。現実的には、やはりもっと大きいのが通常であるのは間違いありませんけれども、そういったケースもあり得るということで、こういった数字になっております。

○及川委員 分かりました。

すみません、もう一点。これは興味として教えていただきたいんですが、許可の養殖場の件数ですね、四百幾つとか。それと、申請のときに「これだけ活け込みます」というシラスの希望数量が多分、申請書に書かれると思うんですが、その活け込み数字は、思ったとおりにならないこともたくさん出てくるものなんではないでしょうか。

○内水面漁業振興室長 先ほど説明の際に少し申し上げましたが、養殖の許可は実績ベースでやっております。そして、養殖をするに当たりましては池入れ量の配分も行っております。なので、現在養殖の許可を持たれている方が来年も同じ数量の活け込みでやりたい

ということで申請を頂いた場合は、その数量が許可されます。

ただ、増やしたいということもあって、現在割り当てられている量よりも多い数量で申請される場合もありますけれども、その際は、廃業等で池入れ数量に空きが出ましたらその中から割当てをしていくということで、そこは必ずしも要望に沿わない場合もあるということでございます。

○及川委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

特にないようでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、次に移ります。

諮問第454号「資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの別紙2の変更並びにながすくじらの別紙2の追加）について」と諮問第455号「特定水産資源（ながすくじら）に関する令和6管理年度における漁獲可能量及びその当初配分案について」は関連するとのことですので、まとめて説明していただきます。

事務局からの説明をよろしく願いいたします。

○捕鯨室長 水産庁国際課で捕鯨室長をしております坂本と申します。

まずは諮問文2通を読み上げさせていただきます。

1通目、資料4-1になります。

6水管第842号

令和6年6月11日

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、いわし
くじら、にたりくじら及びみんくくじらの別紙2の変更並びにながすくじらの別紙
2の追加）について（諮問第454号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙
のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審
議会の意見を求める。

こちらが1通目になります。

2通目の諮問ですけれども、資料5-1になります。

6水管第842号

令和6年6月11日

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（ながすくじら）に関する令和6管理年度における漁獲可能量及びそ
の当初配分案について（諮問第455号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（ながす
くじら）に関する令和6管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条
第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮問文2通は、以上になります。

それでは、まず資料4のシリーズに戻らせていただきまして、資源管理基本方針の一部

変更について説明させていただきます。

資料４－２、13ページを御覧いただけますでしょうか。

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてです。

今回の改正事項は二つありまして、変更事項の１として「別紙２－33 いわしくじら」、「別紙２－36 にたりくじら」、「別紙２－37 みんくくじら」に係る水域の規定の見直しについて。変更事項２として、資源管理基本方針別紙２への新たな水産資源（ながすくじら）の追加となっています。

このほか修辭的な修正や必要な附則等を規定する予定になっています。

今後のスケジュールとして、本年７月中に官報掲載（官報掲載日での同時施行）を考えております。

それぞれの変更事項について説明させていただきます。

14ページになります。

変更事項１、いわしくじら、にたりくじら、みんくくじら、今、捕獲している、商業捕鯨の対象となっている種の水域の規定の見直しに関するものです。

現行のひげ鯨類につきましては、海洋法に関する国際連合条約第65条により、その保存、管理等のために各国が国際機関を通じて活動することとされる資源であることから、国際資源に準じたものとして取り扱うこととして、令和４管理年度から漁獲可能量による管理を行わせていただいております。

これらひげ鯨類につきましては、農林水産大臣による大臣管理区分のみが設定されておりまして、その水域については国際捕鯨委員会科学委員会の評価で用いられた管理サブエリア（海区）のうち、推定資源量の算出に用いた海区を反映した形で設定させていただいております。

現在の資源管理基本方針に記載されているひげ鯨の水域は、こういった考え方によって設定されておりますが、座標を使いまして、より明確なものとなるように規定ぶりを修正させていただいております。なので、実際の捕鯨業者の操業水域は変わらなくて、管理するに当たって水域の明確化を図らせていただいております。

このような修正をさせていただくことについては、捕鯨業者の方に事前に説明させていただいております。御了解を頂いております。

変更事項の２、15ページになります。

資源管理基本方針別紙２への新たな水産資源（ながすくじら）の追加に関するものです。

ながすくじらについては資源調査の結果を踏まえて、令和6管理年度期中からのTAC管理設定に向けて、資源管理基本方針の別紙2に新たに追加させていただきたいと考えております。

具体的な内容は次のとおりです。

特定水産資源としては、ながすくじら。

管理年度は、1月1日から同年12月末日まで。

資源管理目標は、初期資源量の60%の資源水準の値。漁獲シナリオは、国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、上記の資源管理の目標を長期的に維持する漁獲量を算定する方法を漁獲シナリオとする。なお、当該水産資源の資源量が初期資源量の54%未満となった場合には、禁漁とする。

TACの算定方法。上記の漁獲シナリオにより算定される漁獲量の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業による漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。

大臣管理区分は、ながすくじら母船式捕鯨業。

あとは割愛させていただきますが、基本的に今までのみんくくじら、にたりくじら、いわしくじらの管理と同じように、国際捕鯨委員会において採択されたひげ鯨の捕獲枠の算出方式に沿って捕獲可能量を算出する形を取っております。

また、操業水域につきましては、従来どおり、我が国の領海と200海里の中となっております。

ただいま説明させていただきました資源管理基本方針の一部変更に関する告示案につきましては、今年5月7日から6月5日までパブリックコメントの手続を実施させていただいたところ、内容が重複する意見等を含めて1,000件以上の提出を頂きました。

主な内容としては、例えば「国際自然保護連合——IUCNのレッドリストで危急に指定されているナガスクジラを捕獲すべきではない」というものがありました。これについては、IUCN——国際自然保護連合のレッドリストにおいて危急——Vulnerableのカテゴリーに分類されていますが、これまで国際捕鯨委員会等とも連携して積み重ねてきたより詳細な資源調査の結果から、北太平洋において資源量が豊富であることが確認されています。

その他の意見としては「ナガスクジラの漁獲可能量については他のミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラと同様に、RMP——改訂管理方式によって算出される過程を公

表し、海外科学者のレビューを経ることを望みます。また、その内容については公開されることが必須であると思います」といったものがありました。これにつきましては、ミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラと同様、ナガスクジラについてもRMPに沿って捕獲可能量が算出されており、その過程は水産庁ウェブサイトで資料として本日から公表させていただいております。また、算出結果については、独立外国人科学者によるレビューを経ており、その結果も水産庁ウェブサイトで本日から公表しております。

次に、「日本は既にIWCを脱退しているため、IWCで採択された手続に従う必要があるという蓋然性はなく、他の捕鯨国の動向も参考にしつつ我が国独自の算定基準を考慮し、それに基づいて独自に捕獲可能な頭数を決定すればよいと思います」といったものもありました。これについては、内閣官房長官談話（平成30年12月26日）において、我が国が行う商業捕鯨は、「鯨類の資源に悪影響を与えないよう、IWCで採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います」と表明しています。

また、「目視やその他バイオブシーによる採取調査等による解析だけではサンプル数や調査内容自体として不十分である」といったものも頂いております。これについては、目視やバイオブシーによる調査及びその解析は、国際捕鯨委員会等においても採用されている資源調査方法となっております。

更に、「国際自然保護連合——IUCNのレッドリストで危機に指定されているイワシクジラ——ナガスクジラではなくイワシクジラ——を捕獲すべきではない」というものもありました。これについては、イワシクジラは国際自然保護連合のレッドリストにおいて危機のカテゴリーに分類されていますが、これまで国際捕鯨委員会等とも連携して積み重ねてきた資源調査の結果から、北太平洋において資源が豊富であることが確認されています。

そして、パブリックコメントの中ではナガスクジラについて「100年後の資源水準が初期資源量の60%になるまでは捕獲してよいとする考え方には理解が及びません。また、同様に、100年後の資源水準が初期資源量の54%未満になるまで禁漁しなくてよいとする考え方にも理解が及びません」というものがありました。これについては、ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラと同様に、ナガスクジラについても資源に悪影響を与えないよう、IWCで採択された方式であるRMP——改訂管理方式に沿って捕獲可能量を算出し、その範囲内で漁獲可能量を設定しております。

なお、パブリックコメントの中では「商業捕鯨にナガスクジラを追加するのは賛成いた

します。絶滅しないよう上手に自然と共存していくべきだと思うので、賛成する」といった御意見もありました。

これら提出いただいた意見を考慮した結果等については、今後、公表する予定となっております。

また、今後、一つ目の諮問事項である資源管理基本方針の一部変更に係る告示案について、大きな変更が生じることとなった場合は、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長の御了承の上、修正したいと考えておりますので、御了承を頂ければと思います。

続いて、特定水産資源（ながすくじら）に関する令和6管理年度における漁獲可能量及びその当初配分案について説明させていただきます。資料5のシリーズになります。

最初に、ナガスクジラの捕獲可能量について、日本鯨類研究所の松岡理事から説明をお願いいたします。

資料は5-2になります。

○日本鯨類研究所理事 日本鯨類研究所の松岡です。

資料5-2、5ページからの御説明をしたいと思います。

6ページ、ひげ鯨類の捕獲可能量の算出方法について御説明します。

まず、6ページの一番下にありますが、先ほど話の出た平成30年の内閣官房長官談話において、下線部にあるとおり「鯨類の資源に悪影響を与えないようIWCで採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います」とされており、今回も、これに基づいて捕獲可能量の算出を行っております。

右上にグラフがありますが、これがRMP——改訂管理方式による捕獲可能量の算出についてのイメージとなります。

青い線が一般漁業種の捕獲可能量、赤い線がRMPの捕獲可能量ということで、初期資源の54%以下であれば禁漁になるという非常に保守的な捕獲可能量の算出方式となっております。

資料の左側にRMPの説明があります。

捕獲可能量はRMPを用いて算出することとなっており、これは1994年にIWC総会で採択された方式になります。前回のイワシクジラ、ニタリクジラと同様の方法です。

RMPでは二つのプロセスにより、極めて予防的かつ控えめな捕獲可能量を算出しております。一つ目は、現在の資源量推定値と過去の捕獲量から捕獲可能量を算出します。二

つ目は、様々な不確実性を勘案し、シミュレーションを通じて100年間捕獲を続けても資源に悪影響が出ないことを確認するというプロセスがあります。そのため、RMPで算出される捕獲可能量は資源量推定値の1%未満となります。また、このプロセスは、資源量が初期資源量の54%を上回っている場合にのみ捕獲可能量が算出されるというやり方になります。

なお、100年後の資源水準の目標として、IWC科学委員会が提示した十分に保守的な目標である、捕獲開始前の資源量である初期資源量の60%を選択しております。また、6年おきに最新の資源量推定値などのデータを取り込み、捕獲可能量を再計算することになっています。

なお、RMPにおける捕獲可能量算出の特性として、資源量推定値がない水域、すなわち未調査海域があった場合には捕獲可能量がゼロとなります。

以上が6ページの説明になります。

7ページ、鯨類目視調査による資源量及び系群構造調査がどのようなものかをお示ししております。

①資源量推定値は、右下の図にあるとおり、調査海域内においてランダムなジグザグ調査コースを設定して、調査船が調査コース上を航行中に発見したクジラの頭数と調査距離を基に、統計処理により資源量を推定しております。この調査コースのデザイン方法や資源量推定の計算方法は、IWC科学委員会において定められたガイドラインに基づいて行っております。

二つ目の系群構造については、ジグザグに設定した調査コース上を調査中、対象となる鯨類が発見された場合には、バイオプシー、つまり皮膚の標本を採集したり、また、衛星標識を装着したりすることで回遊経路を調査して、系群構造を把握するという実験も行っております。

三つ目、その他としては、写真撮影により鯨種の個体識別を行い、系群構造解析を補完しています。

下は調査船の写真になります。全長約70メートル、約750トンの調査船を用いております。観察台が付いておりまして、この観察台から観察員がクジラを探すというやり方を行っております。

8ページ、「北太平洋における鯨類目視調査実施水域」では、実際の北太平洋における調査水域を示しております。緑色がオホーツク海での調査、黄色が北西太平洋での調査、

ピンク色がベーリング海やアラスカ湾も含めた国際捕鯨委員会と日本との共同調査と、それぞれの海域で調査を実施しております。ナガスクジラは、これら三つの調査海域で調査を行っています。

なお、カムチャッカ半島の東側の空白水域、ベーリング海のロシア側の水域については、ロシアからの調査許可が出ていないため調査が行われておりません。

9 ページ、「鯨類目視調査の結果に基づく資源量推定値」ということで、1 ページ前で御説明した目視調査の結果に基づく、各調査海域におけるナガスクジラの資源量推定値を示しております。

オホーツク海が3,142頭、北西太平洋が4,405頭、ベーリング海が9,885頭、北東太平洋が3万7,297頭で、これらの合計が5万4,729頭になっております。空白部分は含まれておりません。この未調査海域、白い海域についても過去の商業捕鯨時代には捕獲実績がありますので、ナガスクジラが生息していると考えられます。このため、北西太平洋の推定値4,405頭、ベーリング海の資源量推計値9,885頭は、それぞれ過小評価になっている可能性があります。

10ページ、「系群構造」として、ナガスクジラについて、遺伝情報、標識採捕調査結果などから、北太平洋には四つの系群が存在しております。具体的には①日本海・東シナ海系群（SOJ）、②北西太平洋系群（WNP）、③北東太平洋系群（ENP）、④コルテス海（カリフォルニア湾）系群（SOC）が存在しています。また、北西太平洋系群（WNP）と北東太平洋系群（ENP）は、北西太平洋、北東太平洋、またベーリング海で混在して生息しています。

図に示した括弧内の数字は、北西太平洋系群（WNP）が占めている割合を示しております。例えば、日本の太平洋側やオホーツク海では北西太平洋系群が94%を占めています。

11ページ、「鯨類目視調査の結果に基づく資源量推定値（系群構造による内訳）」として、2 ページ前の鯨類目視調査の結果に基づく調査海域別の資源量推定値について、1 ページ前の系群構造を踏まえて、各調査海域におけるナガスクジラの資源量推定値の内訳を示しています。オホーツク海、北西太平洋、ベーリング海、北東太平洋に生息する北西太平洋系群（WNP）のナガスクジラの資源量推定値は1万9,299頭となります。

12ページ、「ナガスクジラの資源量推定値及び捕獲可能量」です。

日本の太平洋側やオホーツク海側で94%という高い割合で生息しているのが北西太平洋系群であり、その資源量推定値は、資料の下にあるとおり1万9,299頭となっています。

我が国の領海及びEEZ内を含む海域におけるナガスクジラの捕獲可能量について、我が国科学者がRMPに沿って資源量推定値と過去の捕獲量から捕獲可能量を算出し、様々な不確実性を勘案し、シミュレーションを通じて100年間捕獲を続けても資源に悪影響がないことを確認した結果、捕獲可能量は年間60頭となりました。

捕獲可能量が年間60頭に至ったプロセスですが、下の図にありますとおり、まずは日本側科学者により捕獲可能量の解析を行いました。その後、独立外国人科学者により日本側科学者の解析結果に関するレビューが行われました。我が国科学者の解析結果は捕獲可能量が年間205頭というものでしたが、独立外国人科学者によるレビュー会合において、ナガスクジラの東西移動に関する情報が限られており、また、操業水域が我が国の領海、EEZ内であることから、ナガスクジラの東西移動が十分に速く行われない場合の我が国の領海、EEZ内での局所的なナガスクジラの資源枯渇の可能性も踏まえ、捕獲可能量は年間60頭にすべきとの結果になりました。

そのため予防的措置として、系群構造の不確実性、局所的な資源枯渇の可能性を踏まえて、捕獲可能量は年間60頭となっております。

下の「我が国科学者による捕獲可能量の解析（IWCが採択した手法）」というところでは、様々な将来予測を行っております。その結果、1975年以降、WNP資源が増加している傾向が見られております。これについては本日、水産庁のホームページにも公表されております。

以上がナガスクジラの資源量評価の結果になります。

○捕鯨室長 長くなってすみません。続きまして、資源量評価の結果、捕獲可能量の計算結果に基づいて、資料5-3、13ページ、令和6管理年度のながすくじらの漁獲可能量（TAC）の設定及び配分案について説明させていただきます。

設定の考え方ですが、先ほど日本鯨類研究所の松岡理事からも説明があったように、国際捕鯨委員会において採択された算出方法に従って、初期資源量の60%の資源水準を長期的に維持する漁獲量を算出する方法で得られた値から、混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量を漁獲可能量とする形にしております。

この設定の考え方は、みんくくじら、にたりくじら、いわしくじら、今、商業捕鯨対象種になっているクジラと同じとなっております。

2の部分ですけれども、ながすくじらにつきましては母船式捕鯨業者のみが捕獲するこ

とから、漁獲可能量の全量を、母船式捕鯨業者に当初配分を行わせていただきたいと考えております。

先ほど松岡理事から説明がありましたように、漁獲シナリオで算出された漁獲量の値が60頭となりました。通常発生すると想定される年間の死亡頭数は、対象となる海域での直近の管理年度における定置網での混獲数ということで、昨年ナガスクジラが1頭混獲されておりますので、1頭を差し引いた形で59頭のTACを設定させていただきたいと考えております。

資源評価の結果を含めて、このようなTACを設定させていただきたいという内容につきましては、本日午前中の段階で関係する業界の方に御説明させていただきまして、もう了解というか、内諾を頂いている形になっております。

以上が資料の説明になります。長くなりまして、すみません。

ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等よろしく願いいたします。

○青木委員 御説明ありがとうございました。

2点質問させていただきたいんですけども、1点目が、資料5-2の6ページです。

右側中段ぐらいで「資源量推定値が無い海域は捕獲可能量はゼロ」ということで御説明いただいたんですけども、日本のEEZ内に、推定値がない未調査海域はないと理解してよろしいのでしょうか。もしあるのであれば、どのように分けているのかというところでは。

○日本鯨類研究所理事 1点目について、まず、今回のナガスクジラの海域について、調査海域の図がありますけれども、黄色の部分ですね、ここについては日本のEEZも含めて未調査海域はないということになります。

○青木委員 ありがとうございます。

2点目の質問ですけども、最近の資源量推定値、資料5の12ページなどにあるように、ナガスクジラは北西太平洋で1万9,299頭と出ているんですけども、こちらが初期資源量……、目標が60%となっちはいるんですけども、この頭数だとどのぐらいのパーセントの位置に来ているのかなというのが二つ目の疑問です。

○日本鯨類研究所理事 2点目の件、北西太平洋(WNP)の初期資源量の推定は幅があるんですけども、今回の計算結果では、約2万4,000頭から3万6,000頭と推定されてお

ります。

○青木委員 分かりました。では、それよりも頭数は少ないけれども、初期資源量の54%にはなっていないという理解でよろしいんですね。

○日本鯨類研究所理事 そのとおりです。

○青木委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ただいまの未調査海域の件ですけれども、系群構造のところには日本海東シナ海系群（SOJ）というのが載っていますよね。シー・オブ・ジャパン系群ですか。これは調査が行われていないのかなという気がするんですけれども、いかがですか。

○日本鯨類研究所理事 SOJに関しては、目視調査、日本のEEZ内の調査は行っています。ただ、今回のWNPの資源量推定値には含まれていないということです。

○山川分科会長 いずれにしても、頭数としてはそれほど多いということではないと考えていいわけですか。

○日本鯨類研究所理事 そうです。それほど大きくないと考えていただいていいと思います。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○齋藤委員 意見ですけれども、今回、関鯨丸という大変立派な船を造って、共同船舶さんの御英断だと思ふんですけれども、こういった中で、非常に予防原則に沿ったTACということで、控え目である。問題は、それを我々国民が広く食べていかなければならないということで、我が国において捕鯨産業を存続するために、予防原則に沿った管理がされていることのPR、それから鯨肉を食べることの意義を国を挙げてPRしていただいて、共同船舶さん、所さんも非常に体を張って販売戦略されておるわけですから、応援してもらいたいと思います。

意見でございます。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしいでしょうか。

○捕鯨室長 PRも一生懸命頑張ってます。御意見どうもありがとうございます。

○日吉特別委員 定置に混獲の1頭を数字で残していると思ふんですけれども、この扱いは今までのミンクと同じような扱いでよろしいのでしょうか。

○捕鯨室長 そのとおりです。定置網で混獲したものにつきましては、今年何頭混獲されるか分からないものですから、翌年から差し引くような形になっています。

ミンククジラにつきましては、直近5年間の平均を差し引く形となっていて、イワシクジラについては直近1年を差し引いた形となっています。基本的に既存の鯨種と同じような考え方で対応させていただいております。

ありがとうございます。

○日吉特別委員 分かりました。

私の意見的には、先ほど齋藤委員がおっしゃったことと全く同じ意見を持っております。頑張って捕鯨の食文化や技法、また解体方法、そういうものを残していただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○木村委員 これは6年ごとにデータを更新するということよろしいですか。

○捕鯨室長 はい。6年ごとにデータを更新して、改訂管理方式に従って捕獲可能量を再計算させていただく形を想定しています。

ただ、ナガスクジラにつきましては外部専門家、最後のページに出てくる独立外国人科学者のレビューにおいて、東西のナガスクジラの移動などについて調査して4年以内にレビューを行うことが求められているので、その期間内にレビューを行うことを想定しています。

○木村委員 そうすると、その間は基本的には毎年60頭獲っていくという理解でよろしいんですか。

○捕鯨室長 はい。60頭で、そのときの直近年の定置網の混獲数を差し引いた形のTACを設定させていただきたいと考えております。

○木村委員 継続してそれだけのものを、多分これ十何年間獲っていくことになるんだろうと思うんですね。資源的には枯渇するようなものではないとしたときに、IWCを含めた外国政府等の反発は、何か想定されているものはあるのでしょうか。

○捕鯨室長 外国との関係につきましては、我々、様々な機会を捉えて科学的根拠に基づいて、クジラを含む海洋生物資源の持続的利用について我が国の考え方を様々な場、様々な国に対して伝えさせていただいております。そういった取組を通じて、鯨類を含む水産資源について科学的な管理を行って、持続的な利用ができるものについては持続的な利用がなされていくべきだという我が国の立場への理解が深まるように努めさせていただいているところです。

ただ、誠に申し訳ないんですけども、相手国、具体的な国とどのようなやり取りを行

っているかなどにつきましては、相手国との関係がありますものですから、御説明は差し控えさせていただければと考えております。

ありがとうございます。

○木村委員 では、水産庁としてもそういった対応はきちんとされているということで、今、ここではそれについて詳細を明らかにすることはできないことと理解してよろしいですかね。

○捕鯨室長 機会を捉えて水産庁でも対応させていただきますし、関係省庁でも対応させていただきますいております。

繰り返しになりますけれども、機会を捉えて、様々な機会に他国と接する環境がありますので、そういった機会を捉えて我が国の考え方、すなわち科学的根拠に基づく持続的利用という考え方を説明させていただいておりますので、そういった考え方への理解が深まるように、今後も頑張っていきたいと考えています。

○木村委員 最後の質問ですけれども、科学者の名前が公表されていないような感じが、これはやはり何か配慮があるのでしょうか。外国人の研究者名とか。

○捕鯨室長 すみません、今回の資料では外国人の科学者の名前は明確に記載していないんですけれども、外国人科学者のレビューを受けた結果につきましてはレポートの形で我々、受け取っていて、その中にはレビューしていただいた方の名前も記載されておりますし、記載された資料を水産庁のホームページで公開しております。

このように独立外国人科学者によるレビューを受けるという方法は、ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラについても行われておりまして、それらのレビューの結果につきましても、レビューを受けて漁獲可能量を設定した後に水産庁ホームページで公開させていただいております、名前と所属など記載させていただいております。

○木村委員 承知しました。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

○及川委員 質問です。

イワシクジラ、ミンククジラ、ニタリクジラの昨年1年間、前年度のTAC数量と実績漁獲量を教えていただきたいのと、このナガスクジラ、かなり大きいと理解しますので、例えば30トン肉が取れるなら1,800トンですか、そういう数字は今、共同船舶さんで考えられている販売とかそういうものと一致していくものなのかとか、ちょっとその辺を教えてくださいたいと思うんですが。

○捕鯨室長 令和5管理年度におけるミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラのT A Cと捕獲実績につきまして、まず説明させていただきます。

ミンククジラについては基地式に109頭を当初配分いたしまして、水産庁留保分が27頭ございました。捕獲実績につきましては83頭となっております。ニタリクジラにつきましては母船式に追加の配分を含めて187頭T A C配分させていただきまして、187頭捕獲実績がございます。イワシクジラにつきましては母船式に24頭配分させていただきまして、24頭捕獲実績があります。

今回のナガスクジラにつきましては、共同船舶さんが行われている母船式捕鯨業への配分という案を説明させていただいております。こちらの漁獲可能量につきましては、先ほど松岡理事から説明がありましたように資源調査を行って、国際捕鯨委員会の改訂管理方式という捕獲可能量算出方式を用いて科学的に60頭と算出して、それから定置網の混獲数を引くという科学的なプロセスの中から決まった値になっています。

捕鯨業者の方々には、この後、今もそうなんですけれども、設定されたT A Cの範囲内で市場の動向を踏まえながら、市場というのは、獲った鯨肉の販売の動向などを踏まえながら操業を行っていただく形になると考えています。なので、飽くまでも捕獲可能量、T A Cにつきましては科学的な調査に基づいて設定させていただいているところでございます。

○及川委員 すみません、ニタリは何頭と言われましたか。187から……

○捕鯨室長 ニタリクジラについては、187のT A Cで187の捕獲実績があります。

○及川委員 構わなければ、取れる肉の大体のトン数をそれぞれ教えていただきたいんですが。

○捕鯨室長 少々お待ちください。

——すみません、我々が共同船舶さんなり日本鯨類研究所さんなりからお伺いしている大体の値では、当然魚と同じで獲ったものの大きさによって前後はあるかと思いますが、ミンククジラが1頭当たり2.6トン、ニタリクジラが1頭当たり6.8トン、イワシクジラが11トン、ナガスクジラが25トンぐらいとお伺いしています。ただ、獲るクジラの大きさによっても当然取れる鯨肉の量の違いはあろうかと思いますが、我々が共同船舶さんなり日本鯨類研究所さんなりからお伺いしている数値は、このような値です。

○及川委員 ありがとうございます。

もう一つだけ。

ナガスクジラは現実には、日本人は今まで数十年間、一度も獲っていなかったという理

解でよろしいのでしょうか。

○捕鯨室長 北太平洋では1975年まで獲っていました。その後、北太平洋では昨年、定置網で混獲されています。ほかに定置網で混獲されている事例もあろうかと思いますが、商業捕鯨みたいな形では獲っていません。

南極の調査捕鯨という形で捕獲しておりまして、18頭獲っていると記憶しております。
ありがとうございます。

○及川委員 分かりました。ありがとうございます。

私は意見といいますか、木村委員が先ほど言われたとおり、やはり対外的な反発ですとかそういう部分をどう抑えながらやられるのか、それがいろいろな国際的な交渉の中で結構、どうもナガスクジラというのは欧米の人とか、特に反捕鯨の人たちにとってミンクやそういうものに比べて象徴性がちょっと高いのかなと、すみません、そういうふうに思いますので、そういうところを十分注意されながら進めていただきたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

○三浦委員 今回のナガスクジラですけれども、資源推定量から見て、極めて予防的かつ保守的な捕獲可能量を算出したということですが、特に鯨類は食物連鎖において、生態系の頂点にいるような生物であり、そのような生物を資源管理していくと、そのエサとなる小型の魚やプランクトン等に与える影響は非常に大きいと思います。そのような影響、因果関係のようなものも一緒に調べているのでしょうか。その辺疑問になったものですから、お願いします。

○日本鯨類研究所理事 魚に与える影響ですね、捕食量、胃の内容物を調べたりということで、何を年間どれぐらい食べているのかは調査捕鯨時代のデータの蓄積もありますので、その研究は今後でもできると考えております。

○捕鯨室長 ありがとうございます。

商業捕鯨になって以降も母船式捕鯨業に鯨類研究所の研究者の方に乗っていただきまして、胃の内容物の調査なども引き続き行っております。そういった調査を通じて、よりよいクジラの管理が行われるように頑張っていきたいと考えています。

○三浦委員 そういった食べられている量等も、一般国民は余り分かっていないと思います。他国の人たちが分かっているのかも分からない中、そういった情報も含めて、発信していくことが重要なのかなと思います。日本の鯨類を食べる文化、そういったものを守るためにも情報の発信が必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

○釜石特別委員 乗組員の立場から少しお話しさせてください。

先ほど新造母船の関鯨丸のお話が出ました。先月24日に東京の方に回航してまいりまして、その翌日から商業捕鯨、そして報道にあるように、ニタリクジラ15頭を2週間の間に獲って、水揚げしてございます。2週間で15頭ですから、1日1頭の割合。

先ほどTACの消化率のお話がありましたけれども、ニタリとイワシで大体212頭獲ってもいいと決められているんですが、今までの商業捕鯨では、半年余りで全て消化してしまうんですね。そのほかの半年は何をやっているかといったら、乗組員は捕鯨に携わる仕事をしていなかったりします。要するに、そのぐらい獲れるような実績があったわけで、我々は乗組員の立場で獲れる鯨種を増やしてくださいという活動もしてまいりましたし、この水産政策審議会でもお願ひを申し述べてまいりました。商業捕鯨の再開、捕鯨母船の新造、そして鯨種の拡大ということで、今回のこのナガスクジラを選定いただいて、しかも鯨類の持続的な利用の確保に関する法律に基づいて、かつRFMOの水準を満たした、全ての水準に見合った、対外的にも日本は捕鯨を継続するんだという意思を表明するにつながら、これは正に捕鯨に携わる方々が今まで待ち望んできた形で進んでいるのではないかと思います。

仙台港に関鯨丸を訪船した際、初航海ですから乗組員たちはまだ船の扱いに慣れていない。ようやくシステムが分かってきたという話もしている中で、ニタリはもう15頭捕獲して水揚げを行っている状況にあります。

近況報告と、乗組員側の商業捕鯨を再開してから今までの流れをお話しさせていただきました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

○東村委員 意見というよりは、私、大学で授業を持っている中で、今、こんな状況ですよという話をさせていただきたいんですけども、私、海洋生物資源学部ですので、まあまあ海のことに関心がある学生が非常に多いんですけども、捕鯨に関して、どんな講義をしているかは言いませんけれども、みんな知らないだろうと思って捕鯨の話をしているんですが、私の講義は3年生なんですけども、ほぼ全員が何らかの形で大学に来るまでに知っている。いいも悪いもいろいろなんですけども。「どこであなた方それを習ったんですか、先生が時間を取ったんですか」と言うのと覚えていないんですけども、私自身、自分の中

ではそういう教育を受けた記憶はないんですけれども、学校で習ったという。意外と先生などが、恐らく給食に鯨肉が出て先生がちょっとお話ししたりしているんだと思うんですけれども、皆さんお話を承っている中で、意外と学生——一部学部の学生ですけれども、そういう情報を得る機会があるようです。

情報提供というよりは、ほとんど私の体験談でございます。ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、私から1点。

本日から資源評価あるいはRMPの内容のドキュメントが公開されているということですが、その中に、例えば資源評価に関する経年的な推移みたいな情報も含まれていると考えてよろしいのでしょうか。実際、現時点での評価頭数がこれくらいというのは本日の資料にもあったわけですが、増加しているのか、増加しているとしたらどれくらいなのか、そういったことが一般の人でも見られるようになるというのと思ったものから。

○日本鯨類研究所理事 今日、水産庁のホームページでオープンされている日本語の報告書には、そういうグラフがいろいろと載っております。また、様々な仮定でシミュレーションを行った結果のグラフ等も幾つか載っております。それからシミュレーションの診断結果のグラフも報告書の後ろの方に載っていて、基準のところよりも合格しているというプロットの図とか、そういうものも色々載っております。

今回の資料にはちょっと間に合わなかったんですけれども、そういうものがあるということで御説明させていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。後でまた拝見させていただきます。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方も、よろしいですか。

追加で御意見等なければ、諮問第454号と455号については原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第452号から第455号について、確認のために答申書を読み上げます。

答 申 書

6 水 審 第 8 号

令和 6 年 6 月 11 日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文

令和 6 年 6 月 11 日に開催された水産政策審議会第 132 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第 452 号 特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について
- 諮問第 453 号 内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 1 項及び第 46 条第 2 項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第 9 条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について
- 諮問第 454 号 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（本則、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの別紙 2 の変更並びにながすくじらの別紙 2 の追加）について
- 諮問第 455 号 特定水産資源（ながすくじら）に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量及びその当初配分案について

この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しいたします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 続きまして、協議事項に入ります。

事務局より、協議事項が1件あるということです。

令和7管理年度以降の配分に関するくろまぐろ部会での議論の進め方について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料6-1から始まる綴りを御覧ください。「令和7管理年度以降の配分に関するくろまぐろ部会での議論の進め方(案)」と表紙に書いてあるものでございます。

まず、くろまぐろ部会についてですが、資料の3ページを御覧ください。

くろまぐろ部会は、漁業法に基づく、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関し調査審議するため、水産政策審議会資源管理分科会の下に置く部会でございます。この部会の委員、特別委員につきましては分科会長からの御指名ということで、昨年11月の資源管理分科会において、この資料5ページの名簿にございます方々に、くろまぐろ部会の委員、特別委員となつていただいているところでございます。

資料の15ページ、資料6-3を御覧ください。

太平洋クロマグロにつきましては、これまで全国の漁業者の皆様方に努力いただけてきた結果として資源回復の傾向にございまして、2017年には暫定回復目標を達成し、次の回復目標も2021年には達成したということで、直近の資源評価、2022年において親魚資源量、約14.4万トンまで回復してきております。

こうした状況を踏まえまして、来月開催されるWCPFCの北小委において、この評価の結果を踏まえまして増枠について議論される見込みとなっている状況でございます。

資料の1ページにお戻りください。

現時点では、今後どのような結果となるか予断できない状況ではありますが、増枠の可能性があると認められる場合にTACの配分方法をどうするかは、考えておく必要があろうと考えているところでございます。

このようなことから、資料6-1に書いてございます議論の進め方というものを、今回、お示しさせていただくものです。

基本方針のところでございますが、本年7月のWCPFC北小委員会の結果等を踏まえ、増枠の可能性があると認められる場合、第10回以降のくろまぐろ部会を開催することとする方針として、審議事項としては、くろまぐろ部会では、漁業法に基づく、くろまぐろに関する漁獲可能量の令和7管理年度以降の配分のあり方について調査審議を頂きたいということでございます。

議論の進め方といたしましては、第9回くろまぐろ部会において取りまとめられました「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づいて行われている現状の配分のあり方について、WCPFCにおける議論の状況を念頭に置きつつ、見直すべき事項や追加する要素があるか検討することといたしまして、部会委員での総合討論を行い、令和7管理年度以降の配分について考え方をまとめるといった進め方とさせていただきたいというものです。

想定されるスケジュールの案を2ページに書いてございます。

7月にWCPFC-IATTC合同作業部会、それからWCPFC北小委員会がござい
ます。この結果を踏まえまして、増枠の可能性があると認められる場合には、8月下旬頃
を想定しておりますが、第10回くろまぐろ部会を開催するという事で、12月上旬までの
間に3回程度開催して、議論の取りまとめを行いたいと考えております。

この増枠がどうなるかについては、最終的には12月のWCPFC年次会合で結論が出る
こととなりますので、この結論を受けて、この後に資源管理分科会において令和7管理年
度のTAC、また配分について御審議いただくようなスケジュールを考えているところで
ございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいで
すか。

ウェブで御参加の委員の皆様も、よろしいですか。

特に御意見等ないようですので、くろまぐろ部会につきましては事務局から示された進
め方、スケジュールに沿って議論を進めることにいたしたいと思っております。

協議事項については、以上です。

それでは、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるということです。

初めに、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしくお願いい
たします。

○資源管理推進室長 資料7-1を御覧ください。

くろまぐろのTACに関しまして、令和5管理年度から令和6管理年度への未利用分の
繰越し、また、その繰越し等による追加配分に伴う漁獲可能量及び配分量の変更につつま

しては、手続の迅速化を図るため、事前にその方法についてこの審議会で御了承いただき、具体的な数量は事後報告での対応とさせていただいているところです。

前回5月の資源管理分科会におきましては、1回目の追加配分としまして大臣管理区分の繰越し、それから宮崎県及び沖縄県の繰越し及び追加配分の結果を報告したところですが、今回は2回目といたしまして、都道府県への繰越し数量等による追加配分を5月31日付で実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

資料の2ページを御覧ください。

2ページの下に「令和5管理年度における繰越し実績」という表がございます。上が小型魚、下が大型魚でございますが、それぞれ右下の赤い囲みのところの数量、小型魚は681.1トン、大型魚は533.6トンが令和5管理年度から令和6管理年度へ繰り越された数量となっております。

続きまして、大臣管理区分と都道府県ごとに当初配分の数量の10%まではそれぞれに配分されるわけですけれども、それを超える部分等につきまして、今回は、小型魚から大型魚への振り替えを行った後の数量といたしまして小型魚が498.8トン、大型魚が421.3トンとなりました。3ページの下枠ですけれども、このうち国の留保として大型魚、小型魚それぞれ100トンを残しまして、小型魚については398.8トン、大型魚については321.3トンに配分いたしました。

3ページの下枠の中に「(追加配分予定数量)」と書いてありますが、これは予定ではなく、もう既に配分されている数量でございますので、それぞれ「予定」を削除していただければと思います。申し訳ありません。訂正いたします。

この追加配分の結果ですけれども、配分方針、内訳等が4ページ～6ページに載っておりまして、結果が7ページの表です。上に小型魚、下に大型魚の変更前、変更後の数量の比較が書いてございます。

小型魚について、大小不等量交換として▲で書いてある数字は、各都道府県においてこの数量の、小型魚の数量を大型魚に振り替えたということで、その分、下の大型魚の大小不等量交換のところに数字が入っております。例えば北海道で言いますと、64.5トンの小型魚を大型魚に振り替えたということで、大型魚が90.3トンという数字になっているということでございます。

また、大型魚の青森県につきましては、これまでこの審議会で御説明してまいりましたとおり、令和3管理年度における未報告分で超過した数量の差引を、今回、行っており

ます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

○三浦委員 意見ですが、先ほどの件も含めてクロマグロ全体への意見として、4日の新聞において、我々がずっと望んでいた増枠に関して、WCPFC北小委員会に向けた太平洋くろまぐろの説明会において、2025年度からの増枠を提案する方針を決めたと報道されておりました。どれぐらい増枠になるかはこれからの交渉次第ということではありますが、この分科会でも何回か意見が出ていますとおり、沿岸漁業の定置網などはクロマグロがたくさん来遊してきても、それを逃がさなければなりません。本当は非常に大きな収入になるものを、じくじたる思いで逃がしています。また、一本釣りの漁師などは自分に割り当てられた漁獲可能数量が少なく、大型魚を年間一本二本水揚げしたらそれ以上漁獲できない、こういった状況が続いています。

こういった現場の声がいろいろ出てきている中で、是非とも水産庁さんには今回のWCPFCの協議におきまして大幅な増枠を勝ち取っていただきたいと本当に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

意見でございます。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 まず三浦委員と同様に、増枠を何としても得てもらいたい、そういうお願いでございます。

それから、漁獲監理官がいらっしゃるので伺いたいところがあるんですけども、この間の説明会では、法整備が大型魚に限定されたということですよ。その辺の、小型魚が法の管理から外された経緯をもう一遍伺いたいというのが1点でございます。

その辺が、要はマグロ全体の管理の中で小型魚が、クロマグロの管理が法によって担保されないという見方が、国際的にそれについてどういう説明がされるのか、理解されるのか、そういった懸念がないかどうか。これが二つ目でございます。

もう一点、日本の場合、小型魚、マグロ養殖の種魚という側面があると思うんですけども、最近は大魚もあると思いますけれども、かつて大西洋クロマグロあるいはミナミマグロでは、RFMOにおける議論の中で池入れの過少報告、生け簀の中がブラックボツ

クスで生存率であったり増肉係数が不透明で、本来の漁獲枠である池入れ数量がなかなか明確につかめない、それでステレオビデオカメラ等の導入が議論されたかと思います。

その議論の場では日本は攻める側だったんですけれども、今回、小型魚が外れることで日本の養殖はどうなっているのかということに若干の懸念があるというか、今まで日本が国際的にヨーロッパ、オーストラリアにマグロ養殖のその辺の透明化、見える化を求めている経緯があるわけですから、今度は日本がその辺を明確にするべきではないかと思うんですけれども、その辺の御意見を伺いたいと思います。

○漁獲監理官 ありがとうございます。漁獲監理官でございます。

まず1点目、今回の法改正の対象が大型魚のみということですが、これは経済的に重要で、かつ大型魚については基本的に1尾単位で取引されていて一定のところまでは丸のままで流通していくということで、きちんと管理を追い掛けやすい。そもそも今回の法改正も、いわゆる大間での未報告事案、経済的に利得を得やすい大型の魚の未報告が発端だったわけですから、まずそこを、流通面も含めてきちんと追えるような形で担保していくということでございます。

2点目に、国際的な説明ですが、これについては今回の漁獲監理官の設置も含めまして、法改正と両輪で国内のそういう監視体制、漁獲監理官の現場での陸揚げ監視体制の整備も含めまして、今後のWCPFC等で説明していくことになるかと思います。

それから3点目、池入れ数量の過少報告等、特にミナミマグロ、太平洋クロマグロでそういう疑念がありまして、日本側から強く改善を求めてきた経緯があるのは委員の御指摘のとおりかと思います。

こういったことに対しては、特に地中海ではすごく大量の未報告漁獲、まき網からですね。特に国をまたいで原魚の移動が非常に活発に行われていて、そこで実際の池入れの、国間の移動等も含めてうまく追い掛けることができなかつたことが過剰漁獲につながったという経緯もありましたので、その改善を求めてきたということだと思います。

日本では既に畜養の生け簀の制限等もして、今、WCPFCでもCDSの議論等が進んでおりますので、そういったところでやっていくんだと思いますけれども、今後、池入れも、特に大中型まき網さんなどでは実際に池入れ尾数、これは商売に直結する話ですので、ステレオビデオカメラ等を入れて尾数カウント等々されていると聞いておりますので、そういった現場の実態も我々の方できちんと把握しながら、小型魚の蓄養原魚の監視もきちんとしていきたいと思っています。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

○日吉特別委員 先ほど三浦委員からも定置のマグロの枠を守るという現状をお話ししていただいたんですけども、特に小型で困っているところがありまして、30キロ未満ということなので、やはり枠が少ないので、なるべくだったら20キロとか15キロとか、そういう魚価のいいものを漁獲しようというのが定置の現場で行われていることで、四キロ五キロとかそういうものは放流という事業を全国的にどこの定置も行っていると思うんですけども、それについては水産庁からそれを推進するような施策を頂いて、現場ではそれなりの対応はしていると思うんですね。

応援もあった上でそういうこともしているのですが、それはいいんですけども、先ほどの配分に関する議論の進め方のところで言えばよかったのかもしれませんが、先週ちょうど東京水産会でシンポジウムがあって、ちょっと私、見ていたんですけども、海外の資源管理の在り方とか実態を発表する先生方がいて、その中で、小規模漁業者についてはそれなりに猶予していると。それは北欧だったりヨーロッパだったりそういうところの事例が出ていましたけれども、特に私のように漁村から来ている人間からすると、先ほど三浦委員が言われたとおり、零細の小型漁船の方々が非常に困っています。もし配分するならそういう方にも、今までは資源が厳しい中で配分があったので、もし増枠が認められることがありましたら、やはり零細漁業者に対してちょっと猶予していただくような配分方法にさせていただけたら幸いかなと思います。

ありがとうございます。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしいでしょうか。

○青木委員 先ほどの配分に関する議論の進め方ですとか今回の増枠に関して、私も異議はなく、是非来月の交渉で大きな増枠を勝ち取っていただきたいところであります。

まき網側の立場なので、定置の方の立場もすごくよく分かるんですけども、我々やはりクロマグロで商売してきたところがありまして、漁獲が増えると、何というんですかね、もう我々の収入に直結する魚種なんですね。メインターゲットとしているというか。ですので、沿岸や留保など今までも、資料7の31ページにもあるとおり、沿岸の方などにも留保等で十分まき網から供出しているところがありますので、我々もちょっと、沿岸の方の立場も考慮しているところであると思っております。

なので、資源管理基本方針の第5にもあるんですけども、漁獲実績を基礎とした公平な配分をこれからも頂ければと、まき網側の立場で意見させていただきます。

○山川分科会長 この件につきましても御意見を頂いたということで、くろまぐる部会での議論になるかなと思いますけれども、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

ウェブの委員の方々もよろしいですか。

ほかにございませでしたら、続きまして国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料8を御覧ください。

こちらは、くろまぐる以外の特定水産資源につきまして、国の留保からの配分等について事後報告での対応とさせていただいているものでございます。

前回5月の資源管理分科会以降、1件報告する事案がございました。

2ページを御覧ください。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群につきまして都道府県間での融通に伴うもので、5月29日に鹿児島県の5,000トン、島根県、長崎県にそれぞれ3,200トン、1,800トン融通したという形での変更となっております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

ウェブで参加の委員の方も、よろしいですか。

特になければ、その他に移りたいと思います。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

ウェブで参加の委員の方も、よろしいですか。

特にないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内をお願いいたします。

○管理調整課長 お疲れさまです。

次回の資源管理分科会の日程については現時点では未定でございますので、また改めて事務局から委員の皆様に御連絡させていただきます。

○山川分科会長 本日予定しておりました議事につきましては、以上で全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議くださいまして、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。